

男性労働者の育児休業等取得率の公表について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に基づき、本学の男性労働者の育児休業等の取得状況を公表します。

男性労働者の育児休業等取得割合

2024 年度：25%（事業年度：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）

※育児・介護休業法の改正により、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも公表が義務付けられました。（2025 年 4 月 1 日施行）